

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期実現について

2007年10月23日

国際知的財産保護フォーラム

座長 宗国 旨英

1. 本日、日本国政府から「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の交渉入りに向けた動きが発表されました。
2. 世界的な模倣品・海賊版の氾濫による知的財産権の侵害は、我が国産業界の経営活動にきわめて深刻な影響を与えております。国際知的財産保護フォーラムにおいては、加盟企業・団体が一致協力し、政府・関係機関とも連携しつつ、官民合同訪中代表団の派遣を通じた中国政府に対する取締り強化の要請や各種協力支援活動の実施、海外の産業界との連携強化など、これまで様々な取組を行ってきたところであります。
3. しかしながら、模倣品・海賊版の問題は、これを製造する国の国内のみの問題に留まらず、世界中に拡散することにより、むしろその被害は急速に拡大しているものと考えております。模倣の態様が巧妙化しているうえ、製造・流通プロセスの国際分業化や複雑化も進展しており、各国政府による取締りが非常に困難になっているところであります。
4. こうした模倣品・海賊版の急速な拡大や、模倣の巧妙化・複雑化に効果的に対抗していくためには、これまで以上に各国産業界及び各国政府が緊密に連携・協力する新たな枠組みが不可欠であると考えます。かかる観点から、今般、法制度の強化や法執行のための協力を加盟国間で促進することを目的とする「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想が公表されたことは誠に時宜を得たものであります。我が国産業界を挙げて本構想を歓迎し、支持するとともに、これまでの日本政府のイニシアティブを高く評価するものであります。
5. 知的財産立国を目指し、イノベーションの加速による成長力・競争力の強化を推進する我が国にとって、模倣品・海賊版問題は喫緊の課題です。政府におかれましては、今後、条約の早期実現に向けて関係国との交渉を加速すべく一層のイニシアティブを発揮していただくとともに、これまで以上に模倣品・海賊版対策全般を拡充・強化していただくよう、強く期待いたします。

以上